

# 西東京市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2020

## (令和2年4月)

### 1 目的

住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図り、住宅の耐震化をさらに推進することを目的とする。

### 2 位置付け

アクションプログラムは、西東京市耐震改修促進計画に基づき策定する。

### 3 取組期間

令和元年度から令和7年度までとする。ただし、社会経済情勢の変化や関連計画の改訂、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しを行う。

### 4 対象建築物

建築基準法（昭和25年法律第20号）の旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着手したもの）により建築された、緊急耐震重点区域内の住宅とする。

### 5 緊急耐震重点区域の設定（拡充）

これまで市内の木造住宅密集地域<sup>※1</sup>を緊急耐震重点区域に設定していたが、職員等による戸別訪問が平成30年度をもって完了し、また、西東京市耐震改修促進計画に定める住宅耐震化率の目標の達成には、市内の住宅が満遍なく耐震化を進める必要があることから、市全体を緊急耐震重点区域に設定（拡充）する。

#### ■ 緊急耐震重点区域

緊急耐震重点区域	西東京市全域
----------	--------

### 6 取組内容

#### (1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

戸別訪問等の方法により、住宅所有者に対して以下の直接的に耐震化を促す取り組みを実施する。

実施済みの内容	平成29～30年度	対象建築物の内、木造住宅密集地域の木造戸建て住宅に対し、職員等による戸別訪問を実施
	令和1～7年度	対象建築物全戸に対し、ダイレクトメールの送付等 <sup>※2</sup> を実施

※1 木造住宅密集地域とは、防災都市づくり推進計画（平成28年3月 東京都）にて指定された地域を指す。

※2 固定資産税の納税通知書への同封による送付も含む。

## (2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ① 当市補助事業を利用し、既に耐震診断を行った建築物で、その後、改修等が行われていない建築物の所有者に対し、啓発リーフレットの郵送により耐震化の意識啓発を行うとともにアンケートにより、耐震化への意向調査を実施する。
- ② 当市補助事業を利用し、新たに耐震診断を行った建築物の所有者に対し、診断終了時に啓発リーフレットの配布や説明などにより耐震化を促す。

## (3) 改修事業者の技術力向上等

- ① 講習会の実施  
改修事業者に対する耐震改修工法等に係る講習会を年1回以上実施し、技術力向上を図る。
- ② 改修事業者リストの作成  
講習会への参加者等を対象に改修事業者リストを作成し公表する。

## (4) 普及啓発

- ① ホームページや広報、パンフレット等により耐震診断及び耐震改修に関して普及啓発を行う。
- ② 耐震相談会の開催やイベント時の普及啓発活動を引き続き実施するとともに、耐震改修等に係る市の補助制度等について、リーフレットを作成し担当課窓口や各種イベント等において配布する。

## (5) 耐震化助成事業

緊急耐震重点区域である市内全域を対象に、住宅の耐震改修費等に対する一部助成を実施する。

- ① 木造住宅耐震改修等助成  
令和7年度末までに完了する耐震改修工事を限定に、助成率を2分の1、助成限度額を90万円に拡充する。  
※ 除却工事（建替えに伴うものを含む。）に対する助成限度額の拡充は、平成30年度末をもって終了
- ② 分譲マンション耐震改修等助成  
令和2年度末までに着手する耐震改修等工事を限定に、西東京市分譲マンション耐震化促進事業における助成金の額を拡充（1戸当たり30万円を加算）する。

## 7 進行管理

毎年度、耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握し、市ホームページ上に公表する。

また、国や都の方針、市内の住宅耐震化の進捗状況及び市民の耐震化に関するニーズ等を的確に反映し効果的な耐震化の取り組みを行うため、毎年度、取組内容及び目標を見直すこととする。

(1) 令和2年度支援目標及び前年度までの実績

【住宅所有者に対する直接的な耐震化促進】

実施内容	令和2年度目標	前年度までの実績
戸別訪問	必要に応じて実施	令和元年度：— 平成30年度：342戸 平成29年度：1,463戸
耐震化助成制度のダイレクトメールの送付等	約13,000戸	令和元年度：9,678戸

【耐震診断実施者に対する耐震化促進】

実施内容	令和2年度目標	前年度までの実績
耐震診断実施後、1年以上耐震化未着手の所有者へのリーフレット及びアンケートの送付	95件	令和元年度：101件
耐震診断等終了時に耐震化助成制度案内リーフレットの送付	24件	令和元年度：17件

【改修事業者の技術力向上等】

実施内容	令和2年度目標	前年度までの実績
木造住宅耐震改修事業者講習会	年1回以上実施	令和元年度：実施
改修事業者リストの作成、窓口等での紹介、閲覧	実施	令和元年度：実施

【普及啓発】

実施内容	令和2年度目標	前年度までの実績
市報、ホームページ等での広報	適宜実施	適宜実施
耐震相談会の開催	毎月1回実施	令和元年度：11回(49人) 平成30年度：11回(33人) 平成29年度：11回(42人)
普及啓発イベント実施	耐震フェア(市民まつり)実施	令和元年度：実施 平成30年度：実施 平成29年度：実施

【耐震化助成事業】

実施内容	令和2年度目標	前年度までの実績
住宅に対する耐震診断費助成戸数	24戸	令和元年度：17戸 平成30年度：16戸 平成29年度：10戸
住宅に対する耐震改修等工事費助成戸数	13戸	令和元年度：2戸(内除却1戸) 平成30年度：10戸(内除却1戸) 平成29年度：8戸(内除却2戸)

(2) 自己評価

◆ 前年度(令和元年度)の取組実績

- ・ダイレクトメールの送付等により9,678戸の住宅所有者に対して、直接的に耐震化を促す取組を実施した。
- ・過去に耐震診断を実施したが、耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、耐震改修の案内の送付を行った。

- ・改修事業者の技術力向上及び住宅所有者から改修事業者への接触が容易となる取組として、「木造住宅耐震改修事業者講習会」を開催した。
- ・耐震化の必要性に係る周知・普及として、「耐震相談会」及び「耐震フェア（市民まつり）」等を開催したほか、リーフレットの配布により説明を行った。

◆ **前年度（令和元年度）の課題**

- ・助成制度の利用が期待するほど増えておらず、耐震化の促進を図るため、助成制度の継続した周知を行う必要がある。

◆ **改善策**

- ・ダイレクトメールの送付等の取組により、耐震相談会の相談者数が前年度に比べ48%増加しており、また、耐震相談会の相談者が助成制度の利用につながる傾向があることから、引き続きこの取組を継続して行い、助成制度の周知を図る。